

香川県報



第 83 号

平成 17 年

10月21日(金曜日)

規 則

- 平成十八年度に香川県が発注する建設工事に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所 (一)
- 土地区画整理組合の設立認可 (都市計画課) (一二)

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

目 次

規 則	告 示	公 告
●香川県健康生きがい中核施設規則の一部を改正する規則 (長寿社会対策課)	●鳥獣保護区の指定 (みどり保全課)	○大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 (経営支援課)
●鳥獣保護区の存続期間の更新 (三)	●鳥獣保護区の縮小及び存続期間の更新 (三)	○土地改良事業の適否決定(二件) (土地改良課)
○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課)	○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (四)	○土地改良事業の認可 (一〇)
○知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 (五)	○知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 (五)	○建設業法の規定による経営事項審査の申請の時期及び方法等 (土木監理課)
○児童福祉法の規定による事業者の指定 (六)	○児童福祉法の規定による事業者の指定 (六)	
○家畜伝染病発生の告示 (畜産課)	○家畜伝染病発生を防止する建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等 (土木監理課)	
	○平成十八年度に香川県が発注する建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等 (土木監理課)	
	○道路の位置指定 (建築課)	

香川県健康生きがい中核施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十月二十一日
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二百二号

香川県健康生きがい中核施設規則の一部を改正する規則

香川県健康生きがい中核施設規則(平成十年香川県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一条例」を「中核施設条例」に、「の規定」を「第三条第六項及び第八条の規定」に改める。

第四条の見出し中「許可」の下に「を要する施設」を加え、同条第一項中「施設のうち、次の各号に掲げる中核施設の区分に応じ当該各号に定める施設を利用しようとする者は、香川県健康生きがい中核施設利用許可申請書(第一号様式)を知事に提出し、その許可を受けなければならない」を「うち中核施設条例第二条(中核施設条例第三条第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げる中核施設の区分に応じ当該各号に定める施設とする」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十条を第十二条とする。

第九条第二号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理の基準等)

第十一条 中核施設条例第三条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に中核施設の運営を行うこと。

二 中核施設の維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 中核施設条例第三条第六項の規則で定める業務は、中核施設の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の收受に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第五条第二項、第九条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

4 中核施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

第八条中「第四条第一項又は前条第二項の許可を受けた者」を「利用許可者」に、「第四条第一項若しくは前条第二項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に改め、同条第三号中「第四条第三項（第五条第二項又は前条第三項）を「第五条第三項（第六条第二項）に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第四条第一項、第五条第一項又は前条第二項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第五条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

第八条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 知事は、前条第二項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、又はその行為の停止を命ずることができる。

一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

二 第五条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

三 偽りその他不正の手段により、前条第二項の許可を受けたとき。

四 前条第三項において準用する第五条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第七条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「前条第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更し」を「利用許可を受けた者（以下「利用許可者」という。）は、中核施設条例第二条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受け」に改め、「、その許可を受け」を

削り、同条第二項中「前項の許可」を「変更許可」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(利用の許可)

第五条 中核施設条例第二条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川県健康生きがい中核施設利用許可申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

一 中核施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 中核施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 その他中核施設の管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、中核施設の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

別表中「第六条関係」を「第七条関係」に改める。

第一号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

第二号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第六百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称
内場池鳥獣保護区

二 区域
高松市塩江町地内の市道内場池西岸線と主要地方道美馬塩江線との交点を起点とし、同所から主要地方道美馬塩江線を西に進み市道桧上線との交点に至り、同所から市道桧

上線を南に進み市道内場池西岸線との交点に至り、同所から市道内場池西岸線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで

四 保護に関する指針

1 指定区分

集団渡来地の保護区

2 指定目的

当該区域は、高松市塩江町にあるダム湖で、春は桜、夏は深緑、秋は紅葉、冬は雪景色と、四季折々の美しい自然の景観が満喫できる観光地となっており、湖畔には内場池運動緑地公園（テニスコート、キャンプ場、ゲートボール場、多目的広場等）が整備されている。

県下有数のカモ類の渡来地として知られ、マガモ、ヒドリガモを主として数多くのカモ類が確認されているほか、県下でも数少ないオシドリの越冬地となっている。

また、「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のハチクマやオオタカ、サンバ、絶滅危惧Ⅱ類のトモエガモやヤマセミが確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。

3 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●香川県告示第六百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成十七年十月二十一日

一 名称

金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区

二 区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

普通寺市大麻町字岡二五六三―一、二五六三―四、二五六三―八及び二五六三―九の各地番の区域

三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで

四 保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、「さぬきのこんびらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・天然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のハチクマやオオタカ、サンバ、サンショウクイが確認されているなど、古くから信仰の場として大切に保護されてきた豊かな自然は、特に野鳥にとつて良好な生息環境となっており、観察できる種数も豊富であることから、鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。

3 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●香川県告示第六百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を縮小して存続期間を更新する。

平成十七年十月二十一日

一 名称

大窪寺鳥獣保護区

二 区域

さぬき市多和地内の矢筈山三角点を起点とし、同所から矢筈山山頂までの稜線を南に進み矢筈山山頂に至り、同所から兼割国有林と大窪寺所有林の境界（通称西尾谷）を南東に進み槇川との交点に至り、同所から槇川を南西に進み市道槇川線との交点に至り、

香川県知事 真 鍋 武 紀

同所から市道横川線を南西に進み里道との交点に至り、同所から里道を南に進み一般国道三七七号との交点に至り、同所から一般国道三七七号を北東に進み市道菅谷線との交点に至り、同所から市道菅谷線を進み市道菅谷線との交点に至り、同所から市道菅谷線を東に進み小通から弘川に至る歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進みさぬき市と東かがわ市の境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み一般国道三七七号を横断し林道矢筈太郎平衛線との交点に至り、同所から林道矢筈太郎平衛線を北に進み通称杖立峠から女体山、矢筈山に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで

四 保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、さぬき市と東かがわ市にまたがる地域で、北には矢筈山、女体山が連なっている。

女体山の南麓には、四国霊場八十八ヶ所の結願の寺として知られる大窪寺があり、四季を通じて数多くの巡礼者（お遍路さん）や観光客が訪れるほか、四国のみち（四国自然歩道）の「小川のせせらぎのみち」と「阿讃山麓のへんろのみち」が通っており、ハイカーや行楽客の憩いの場となっている。

県の自然環境保全地域に指定されている区域を含んでおり、「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のサシバや絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサが確認されているほか、特に山頂付近では多くの鳥類が観察できることから、鳥獣保護区に指定しその保全を図る。

3 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

また、農作物被害等の発生に対する有害鳥獣捕獲許可申請については、被害等の実

情を十分考慮して適切な対応を行う。

●香川県告示第六百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一二七一 一二	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	平成十七年十月十一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇一二八一 一〇	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 豊浜事業所 観音寺市豊浜町姫浜一二六〇番地一	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	平成十七年十月十一日	身体障害者居宅介護

●香川県告示第六百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇〇九一	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会	平成十七年十月十日	身体障害者居宅介護

一一	会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	会 観音寺市坂本町一丁目一番六号		
三七〇〇〇一 一〇〇三四一 一〇	社会福祉法人豊浜町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 姫浜一二六〇番地一	社会福祉法人豊浜町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五四四番地一	平成十七年 十月十日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第六百五十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一二七一 一一	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	平成十七年 十月十一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇一二八一 一九	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 会豊浜事業所 観音寺市豊浜町姫浜一二六〇番地一	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	平成十七年 十月十一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第六百五十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定

居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇〇九一 一一	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	平成十七年 十月十日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇三四一 一九	社会福祉法人豊浜町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 姫浜一二六〇番地一	社会福祉法人豊浜町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五四四番地一	平成十七年 十月十日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第六百五十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一二七一 一〇	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	平成十七年 十月十一日	児童居宅介護

三七〇〇三 一〇一二八一 一八	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会 観音寺市豊浜町姫 浜一二六〇番地一	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会 観音寺市坂本町一 丁目一番六号	平成十七年 十月十一日	児童居宅介護
-----------------------	---	---	----------------	--------

●香川県告示第六百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇〇〇九一 一〇	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会 観音寺市坂本町一 丁目一番六号	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会 観音寺市坂本町一 丁目一番六号	平成十七年 十月十日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇三四一 一八	社会福祉法人豊浜 町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 姫浜一二六〇番地 一	社会福祉法人豊浜 町社会福祉協議会 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五四番 地一	平成十七年 十月十日	児童居宅介護

●香川県告示第六百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜及び 疑似患畜 の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	一	仲多度郡仲南町大字 十郷字後山道南 一三一	平成十七年十月 十一日	殺処分
ヨーネ病	牛	患畜	一	仲多度郡仲南町大字 十郷字大口 八七八一〇	平成十七年十月 十一日	殺処分

●香川県告示第六百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、平成十八年度に香川県が発注する建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格
 - 1 指名競争入札に参加することができる者は、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条に規定する測量業者としての登録を受けている者又は建設コンサルタント業務等を行う者のうち、その経営の規模及び状況に関する資格基準に適合する者とする。
 - 二 指名競争入札参加資格審査の業種区分
 - 1 測量業務（土木建築に関する工事に関する土地の測量（地図の調製及び測量用の写真撮影を含む。）の請負を行う業務をいう。）
 - 2 建築関係建設コンサルタント業務（建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）
 - 3 土木関係建設コンサルタント業務（土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木

に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）

4 地質調査業務（地質、土質等について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質、土質等に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）

5 補償関係コンサルタント業務（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務の請負又は受託を行う業務をいう。）

三 指名競争入札参加資格審査申請書の提出方法

指名競争入札参加資格審査を受けようとする者は、別に定める測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（かがわ電子入札システムを利用して申請をした者にあつては、同システムから出力したもの）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、測量法第五十五条の八に規定する書類を提出している者は当該書類の写しを、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第七条、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第七条又は補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三百四十一号）第七条に規定する現況報告書を提出している者は当該現況報告書の写しを、8、9及び10の書類に代えて添付しなければならない。

1 経営規模等総括表（かがわ電子入札システムを利用して申請をした者にあつては、同システムから出力したもの）

2 希望業務等総括表（かがわ電子入札システムを利用して申請をした者にあつては、同システムから出力したもの）

3 技術職員総括表（かがわ電子入札システムを利用して申請をした者にあつては、同システムから出力したもの）

4 技術職員一覧表（かがわ電子入札システムを利用して申請をした者にあつては、同システムから出力したもの）

5 技術者経歴書

6 委任状（委任した営業所等で指名競争入札に参加しようとする場合に限る。）

7 直前の営業年度における納税証明書（香川県内に営業所を有する者にあつては、香

川県の県税に滞納がない旨の証明書 並びに法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に、個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書

8 商業登記簿謄本

9 業務経歴書（直前一年分）

10 財務諸表（直前一年分）

11 登録証明書（測量業者、建築士事務所又は不動産鑑定業者の登録を受けている場合に限る。）

12 林業技士（森林土木部門）一覧表

四 指名競争入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

1 平成十七年度指名競争入札参加資格者名簿に記載されている者については、平成十七年十一月二十一日から同年十二月九日まで電子申請で受け付ける。ただし、2に規定する受付期間に、3に規定する申請書及び書類について、面談で審査を受けなかった場合は、送信された申請データは受理できなかったものとみなす。

2 1に規定する者以外の者については、平成十七年十二月十二日から同月十六日まで及び平成十八年一月二十三日から同月二十七日まで香川県庁東館五階会議室において受け付ける。

●香川県告示第六百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 中土指道 第十二号

二 指定 年月日 平成十七年十月五日

三 指定道路の位置 綾歌郡宇多津町字中村九三七―五、九三七―六、九三七―一、九三七―二及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル

延長 二六・八八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供

する。

公 告

●香川県公告第五百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
東山崎ファッションモール 高松市東山崎町七一七番地一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
株式会社アベイル 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年五月三十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、二三〇平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
一五八台
(二) 駐輪場の収容台数
六一台
(三) 荷さばき施設の面積
一三三・六八平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の容量

- 7 七七・八三立方メートル
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社しまむら（しまむら）
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
株式会社しまむら（シャンブル）
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
株式会社アベイル
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時四十五分から午後九時十五分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで
- 二 届出年月日
平成十七年九月二十九日
 - 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
2 縦覧期間
平成十七年十月二十一日（金曜日）から平成十八年二月二十一日（火曜日）まで
 - 四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年二月二十一日（火曜日）まで）に次の

提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
- 2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月二十八日から同年十一月十七日まで縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業落神上井地区	高松市産業部土地改良課
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業古水地区	〃

●香川県公告第五百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十月二十八日から同年十一月十七日まで縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業日裡地区	香川町建設課
〃	単独県費補助土地改良事業一宮池地区	〃
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業岡又地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業中尾亀尻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業乾地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業高丸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業大谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業柳原下地区	〃

●香川県公告第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十月七日認可した。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市川島土地改良区	非補助土地改良事業金法寺池下流地区

高松市木太土地改良区	単独県費補助土地改良事業六反地地区
〃	単独県費補助土地改良事業札幌地区

●香川県公告第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市西植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業	高津地区	平成一七、一、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業	中原地区	平成一六、一一、三〇
〃	単独県費補助土地改良事業	中原南地区	平成一六、一一、三〇
〃	単独県費補助土地改良事業	奈良谷池地区	平成一七、二、二八
〃	単独県費補助土地改良事業	浦山地区	平成一七、一、二六
〃	単独県費補助土地改良事業	中神内池地区	平成一七、二、二八
〃	単独県費補助土地改良事業	低池地区	平成一七、二、二八
〃	単独県費補助土地改良事業	下鯉越地区	平成一七、一、三二
〃	単独県費補助土地改良事業	本村東地区	平成一六、一二、二七
〃	単独県費補助土地改良事業	松尾郷地区	平成一七、一、三二
〃	単独県費補助土地改良事業	一の井中原地区	平成一七、二、二八

●香川県公告第五百八十七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項の規定に基づき、平成十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（経営状況の審査を除く。）の申請の時期及び方法等に関し、必要な事項を次のとおり定めたので公示する。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請の時期
 - 1 申請の受付日

平成十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間で、土木監理課発行の平成十八年経営事項審査申請要領（以下「申請要領」という。）において定める審査日
 - 2 申請の受付時間

午前九時三十分から午後三時三十分まで（午前十一時から午後一時までの間を除く。）
- 二 申請方法
 - 1 経営事項審査の申請は、三の申請書類を申請要領において定める審査場所に持参することにより行う。
 - 2 1の申請をしようとする者は、あらかじめ、一の1の申請の受付日のうち希望する日を六の問い合わせ先に電話により申し込むこと。
- 三 申請書類
 - 1 提出書類及び提示書類

申請要領において定める書類
 - 2 提出書類の購入先

〃	単独県費補助土地改良事業	池田本村地区	平成一七、一、三一
〃	単独県費補助土地改良事業	下代吸込池地区	平成一七、一、二〇
〃	単独県費補助土地改良事業	大石地区	平成一七、五、三一

購入先	所在地	電話番号
社団法人香川県建設業協会	高松市磨屋町六番地四	〇八七―八五一―七九一九
社団法人香川県建設業協会 長尾支部	さぬき市長尾東一―二三番地二	〇八七九―五二―二三二四
社団法人香川県建設業協会 小豆支部	小豆郡土庄町上庄一九五四番地三	〇八七九―六二―〇五八八
社団法人香川県建設業協会 坂出支部	坂出市久米町一丁目一四番一四号	〇八七七―四六―五七〇九
社団法人香川県建設業協会 善通寺支部	善通寺市与北町一八九番地	〇八七七―六二―一三九〇
社団法人香川県建設業協会 西讃支部	観音寺市観音寺町甲一八九四番地三	〇八七五―二五―三四三九

3 申請要領の交付先

交付先	所在地	電話番号
香川県土木部土木監理課	高松市番町四丁目一番一〇号	〇八七―八三―二三五〇七
長尾土木事務所総務課	さぬき市長尾東一五三八番地一	〇八七九―五二―二五八五
小豆総合事務所監理課	小豆郡土庄町瀨崎甲二〇七九番地五	〇八七九―六二―一三三三
高松土木事務所総務課	高松市多肥上町一二五一番地一	〇八七―八八九―八九〇一
中讃土木事務所総務課	坂出市江尻町一三五五番地	〇八七七―四六―三一七八

西讃土木事務所総務課	観音寺市坂本町七丁目三番一八号	〇八七五―二五―一〇〇一
------------	-----------------	--------------

四 審査手数料

1 手数料

香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）で定める額

2 納付方法

香川県証紙を県証紙貼付書にはり付けて納付すること。

五 審査結果の通知

経営事項審査の結果は、申請書、添付書類等に不備がある場合を除き、審査が終了した日からおおむね二月後までに、結果通知書を郵送することにより、申請者に通知する。六 問い合わせ先

香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ

高松市番町四丁目一番一〇号

電話番号〇八七―八三―二三五〇七

●香川県公告第五百八十八号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和五十五年香川県告示第四百二十七号）第三条第一項の規定による平成十八年度に香川県が発注する建設工事に係る建設工事入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所を次のとおり定めたので公示する。
平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 かがわ電子入札システムを利用して申請をしようとする建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定による許可を受けた者をいう。以下同じ。）については、平成十七年十一月二十一日から同年十二月九日まで電子申請で受け付ける。ただし、二又は三に規定する受付期間に、別に定める提出書類について、面談で審査を受けなかった場合は、送信された申請データは受理できなかったものとみなす。

二 一に規定する者を除き、県内に主たる営業所を有する建設業者については、原則として平成十七年十二月十九日から平成十八年一月十九日まで（香川県の休日を含め）（平成元年香川県条例第一号）に規定する県の休日、平成十七年十二月二十八日及び平

成十八年一月四日を除く。)香川県庁東館五階会議室において受け付ける。

三 一に規定する者を除き、県外に主たる営業所を有する建設業者については、原則として平成十八年一月三十日から同年二月六日まで(香川県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。)香川県庁東館五階会議室において受け付ける。

四 経常建設共同企業体に係る受付期間及び受付場所については、別に定める。

●香川県公告第五百八十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条第一項の規定によりさぬき市志度正面土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

さぬき市志度正面土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年十月二十一日から平成十九年三月三十一日まで

三 施行地区

香川県さぬき市志度字正面の一部

四 事務所の所在地

さぬき市志度六三九番地一

五 設立認可の年月日

平成十七年十月二十一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示板に掲示して行う。